

愛知学院大学試験に関する規程

平成30年4月1日施行

(概要)

第1条 この規程は、愛知学院大学学則第36条に基づき試験に関する必要な事項を定める。ただし、歯学部、薬学部については別に定める。

(試験の定義)

第2条 本規程における試験とは、単位認定に必要な成績評価のために行う試験をいい、次の各号のとおりとする。

- (1) 定期試験
- (2) 追試験
- (3) レポート試験
- (4) その他試験

(受験資格)

第3条 次のいずれかに該当する者は、定期試験又は追試験を受けることができない。

- (1) 当該学期に当該授業科目を履修登録していない者
- (2) 科目開講回数の三分の一を超えて欠席し、成績評価の対象から外れた者
- (3) 有効な学生証又は大学発行の仮受験票を携帯していない者
- (4) 試験開始20分以内に所定の教室に入室しなかった者
- (5) 停学処分期間中の者

(定期試験)

第4条 定期試験は、科目開講の学期末に期間を定めて実施する試験をいう。

(追試験)

第5条 追試験は、正当な事由により定期試験を受験できなかった者に対して、期日を定めて実施する試験をいう。

2 追試験の受験を認めることのできる事由は、以下のとおりとする。

事由	期間
「学校保健安全法施行規則第18条」に基づく感染症の罹患を理由とする出席停止による場合	出席停止期間
「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に基づき、骨髄バンクのドナー候補として検査、面談、入院等による場合	公益財団法人 日本骨髄バンク発行の証明書の期間
「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく裁判員又は裁判員候補者の職務による場合	裁判所による指定期日
次の実習による場合 教育実習・博物館実習・介護等体験・臨床実習（言語聴覚士）・健康運動指導演習（健康運動指導士）・看護実習・教職実践演習・社会教育実習・校外実習・臨地実習	実習期間
近親者の忌引による場合	配偶者・1親等（7日間）、2親等（3日間）

単位互換制度による他大学履修科目の試験による場合	試験日
自然災害により教務部長が認めた場合	許可された期間
疾病・負傷による場合	診断書の期間
近親者の慶祝による場合	本人・配偶者・1親等・2親等 (1日間)
曹洞宗教師資格取得に係る行持による場合	実施期間
公共交通機関の運休・遅延による場合	公共交通機関の遅延証明書の日時
課外活動による場合	課外活動証明書の期間
就職活動による場合	就職活動証明書の期間
その他の理由により、教務委員会の議を経て、教務部長が特別に配慮の必要があると認めた場合 ただし、緊急の場合は、教務部長が判断し認めた場合	許可された期間

3 追試験を受けようとする者は、受験する科目の試験開始時間までに担当部課所へ届け出たうえ、当該科目の定期試験実施日を含む3日以内（窓口業務休止日を除く）に、担当部課所へ欠試事由を証する書面と追試験願を提出し、教務部長の承認を得なければならない。

4 疾病・負傷の事由により追試験を受ける場合は、追試験受験料（1科目2,000円）を納入しなければならない。

（レポート試験）

第6条 レポート試験は、定期試験に代わる試験で授業担当教員から課せられた課題を作成し、その制作物を教務担当部課所にて決められた場所に提出する試験をいう。

（その他試験）

第7条 その他試験は、定期試験、レポート試験以外の授業中に実施するテスト、授業期間中に集める課題等の試験をいう。なお、その他試験は授業担当教員が実施し、受講生への実施通知等は教員が行うものとする。

（事務）

第8条 本規程に関する事務は、教務担当部課所が所掌する。

（改廃）

第9条 本規程の改廃については、教務委員会の議を経て、代表教授会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

なお、愛知学院大学試験要領は、この規程の施行日をもって廃止する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年10月1日から施行する。